

車いす貸出事業のご案内

怪我等で、一時的に車いすが必要になった方に、
無料で車いすの貸出をおこなっています。

<対 象 者> 瑞穂区在住、在勤、在学の方

<貸出期間> 原則一週間以内

<貸出車いす> 自走用、介助用

<利用料金> 無料

- <申込方法> ①お電話もしくは、来所にて空き状況をご確認ください。
②瑞穂区在住、在勤等がわかる本人確認書類を持参のうえ、来所下さい。
③貸出票をご記入いただき、車いすを貸出します。
④貸出期間終了日までに、本会事務所へ車いすをご返却ください。



名古屋市瑞穂区社会福祉協議会（窓口時間：平日9～17時）
〒467-0016 瑞穂区佐渡町 3-18 在宅サービスセンター2F
電話 841-4063 FAX841-4080

